

議案第 62 号

丸亀市学校給食物資納入生産者の登録等に関する要綱の一部改正について  
丸亀市学校給食物資納入生産者の登録等に関する要綱の一部を次のとおり改正いたしたい。  
令和 6 年 3 月 28 日

丸亀市教育委員会  
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会告示第 号

丸亀市学校給食物資納入生産者の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱  
丸亀市学校給食物資納入生産者の登録等に関する要綱(令和 3 年教育委員会告示第 6 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地産物資の価格決定) 第 6 条 地産物資の価格については、生鮮市況価格等を限度価格とし、納入された地産物資の品質等を勘案して教育委員会が決定する。ただし、これにより難しい場合は、教育委員会と物資納入生産者が協議して決定するものとする。	(地産物資の価格決定) 第 6 条 地産物資の価格については、生鮮市況価格等 <u>の 80%</u> を限度価格とし、納入された地産物資の品質等を勘案して教育委員会が決定する。ただし、これにより難しい場合は、教育委員会と物資納入生産者が協議して決定するものとする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。